毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

告　示

○町及び字の区域並びにその名称の変更（七一六、七一七・市町村課）……1
○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（七一八・湯沢保健所）……7
○結核予防法による医療機関の指定（七一九・湯沢保健所）……7
○飼料の試験の結果の概要の公表（七二〇、七二一・農畜産振興課）……7
○漁業災害補償法による付保義務の発生（七二二・水産漁港課）……11
○保安林の指定解除予定通知（七二三・森林整備課）……11
○大規模小売店舗の変更に関し述べた意見（七二四～七二六・商工業振興課）……11
○都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（七二七～七二九・都市計画課）……12
○都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（七三〇・都市計画課）……14
○環境影響評価準備書の作成及び説明会の開催（七三一・都市計画課）……14
○都市計画の変更による送付図書の縦覧（七三二・都市計画課）……15
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（七三三・砂防課）……15

公　告

○特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）……15

告　示

秋田県告示第七百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、秋田市の区域内の別図㈠に示す町及び字の区域並びにその名称を別図㈡に示すとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、平成十五年十月一日から効力を生ずるものとする。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

別図（一）

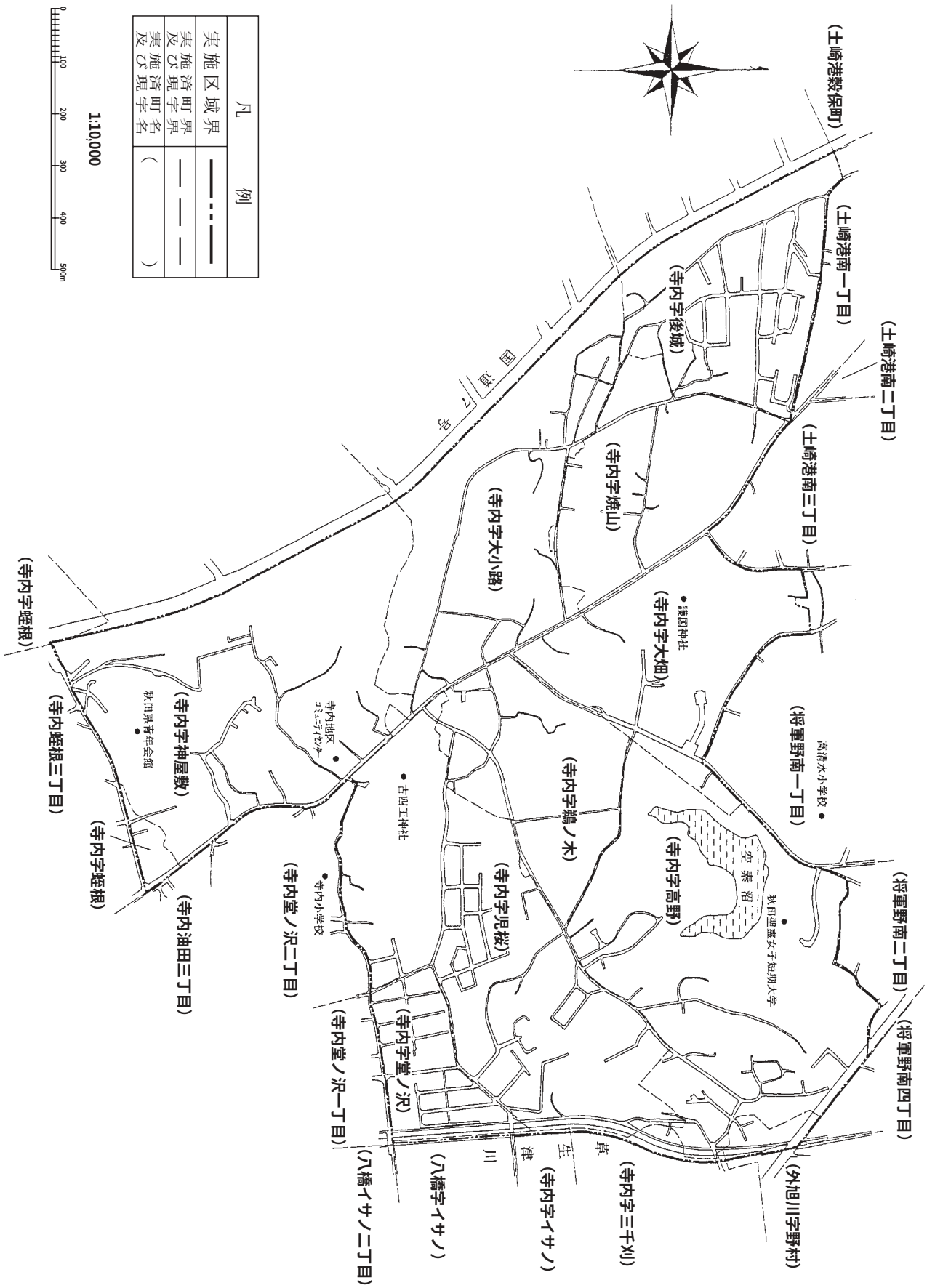
（土崎港穀保町）
（土崎港南一丁目）
（土崎港南二丁目）
（土崎港南三丁目）
（寺内字後城）
（寺内字焼山）
（寺内字大小路）
（寺内字大畑）
（寺内字鵜ノ木）
（寺内字高野）
（寺内字児桜）
（寺内字堂ノ沢）
（寺内字三千刈）
（寺内字イサノ）
（八橋字イサノ）
（八橋イサノ二丁目）
（寺内堂ノ沢一丁目）
（寺内堂ノ沢二丁目）
（寺内字蛭根）
（寺内蛭根三丁目）
（寺内字神屋敷）
（寺内油田三丁目）
（将軍野南一丁目）
（将軍野南二丁目）
（将軍野南四丁目）
（外旭川字野村）
国道7号
護国神社
寺内地区コミュニティセンター
秋田県青年会館
古四王神社
寺内小学校
高清水小学校
秋田聖霊女子短期大学
空素沼
草生津川
凡例
実施区域界
実及び施済町字界
実及び施済町字名
（　　）
1:10,000
0
100
200
300
400
500m

別図（二）

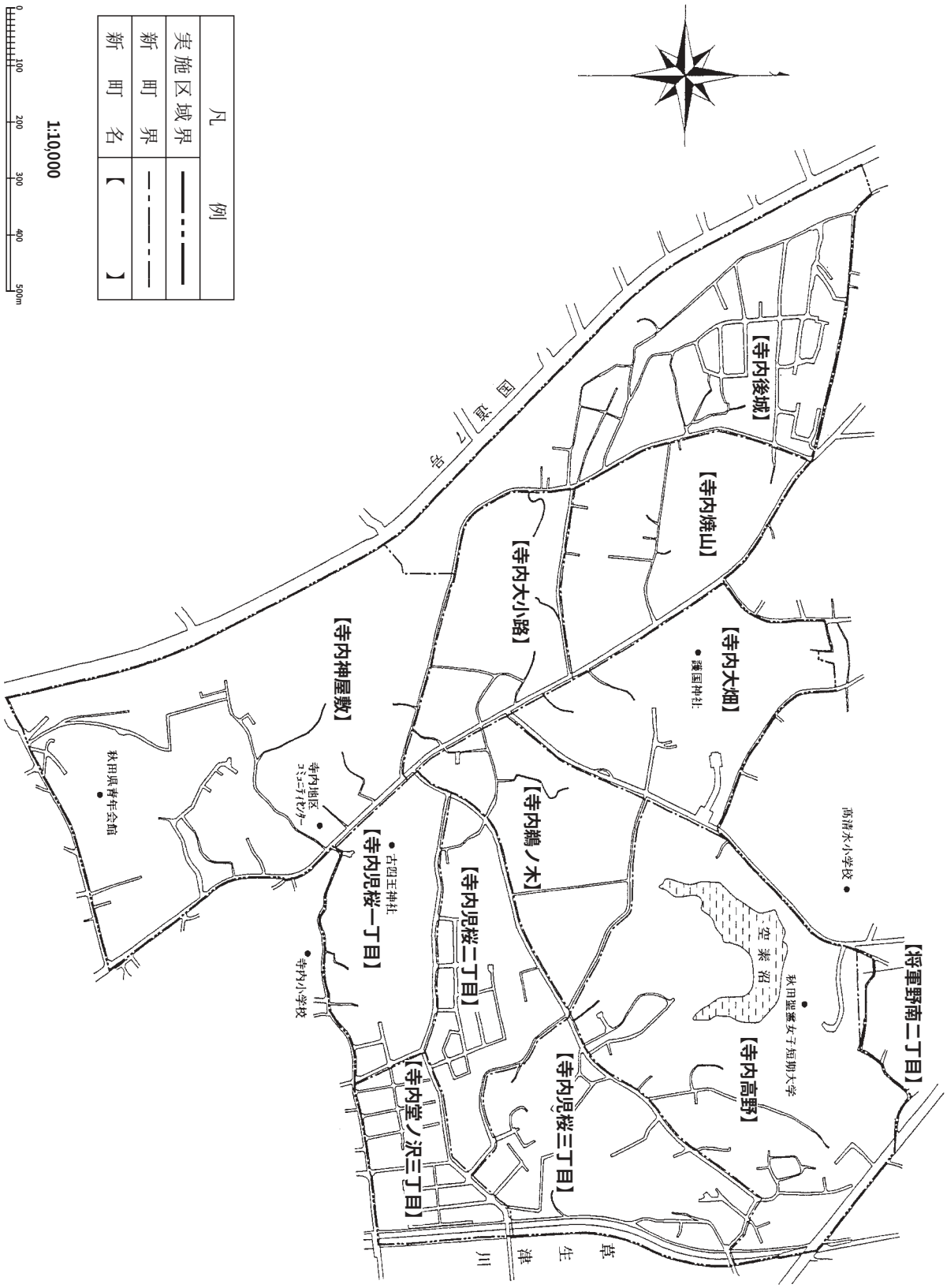
【将軍野南二丁目】
【寺内高野】
【寺内児桜三丁目】
【寺内堂ノ沢三丁目】
【寺内児桜二丁目】
【寺内鵜ノ木】
【寺内児桜一丁目】
【寺内神屋敷】
【寺内大小路】
【寺内大畑】
【寺内焼山】
【寺内後城】
国道7号
草生津川
高清水小学校
秋田豊女子短期大学
空襲沼
護国神社
古四王神社
寺内地区コミュニティセンター
寺内小学校
秋田県青年会館
凡例
実施区域界
新町界
新町名
1:10,000
0
100
200
300
400
500m

秋田県告示第七百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、秋田市の区域内の別図㈠に示す町及び字の区域並びにその名称を別図㈡に示すとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、平成十五年十月一日から効力を生ずるものとする。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

別図（一）

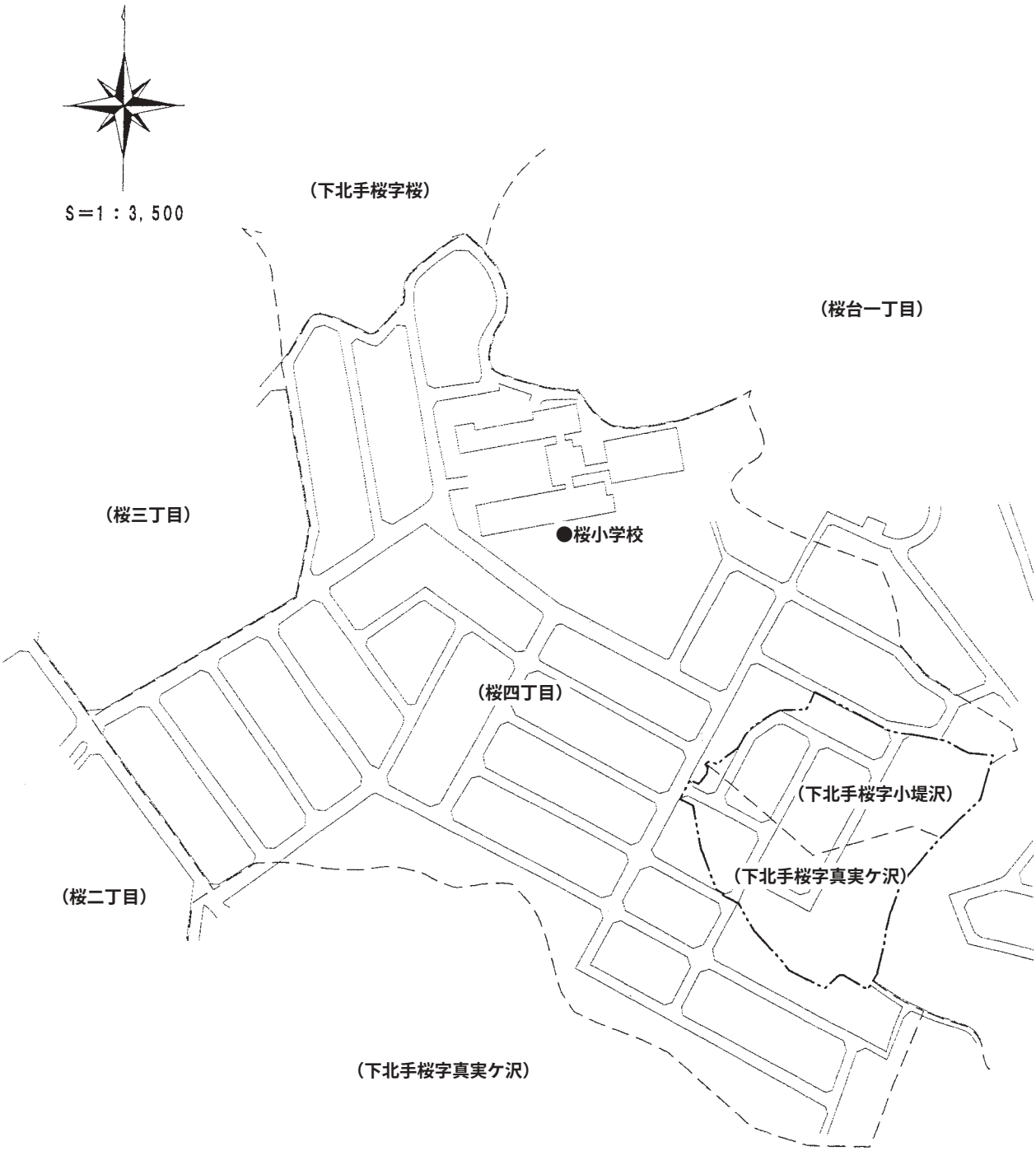

凡　　例	
実施区域界	━━ ･･ ━━
実施済町界及び旧字界	── ── ──
実施済町名及び旧字名	（　　）

別図（二）

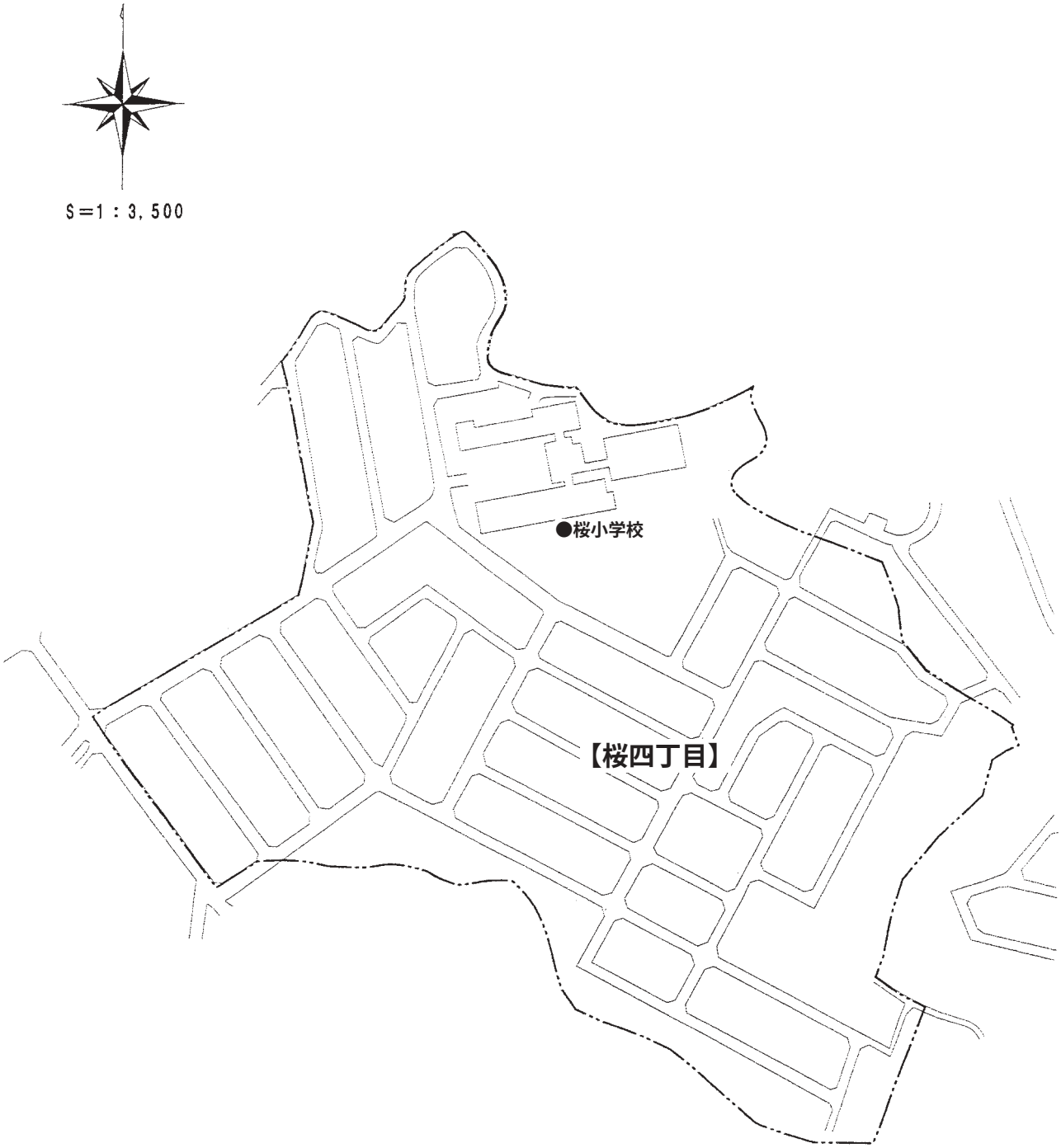

凡　　例	
新　町　界	━━ - - ━━
新　町　名	【　　】

秋田県告示第七百十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	所在地	辞退年月日
医療法人せいとく会菅医院	雄勝郡雄勝町小野字東堺六十七番地三	平成十五年八月十七日

秋田県告示第七百十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	所在地	指定年月日
医療法人せいとく会菅医院	雄勝郡雄勝町小野字東堺七十七番地一	平成十五年八月十七日

秋田県告示第七百二十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十四年七月及び十一月に収去した飼料の試験結果の概要を、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造（輸入）年月 | 試験結果の概要 | | |

		ハイパワーチック ＦＢＩ前期Ｃ	14年11月	21.9	5.7	3.0	5.2	1.34	0.65	―	―	―	―	―	―	無

秋田県告示第七百三十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第二項の規定により平成十四年六月、七月、十一月及び十二月に収去した飼料の試験結果の概要を、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

1　安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
宮城県塩釜市 日本配合飼料（株）塩釜工場	鹿角市 大里恒三商店	若令牛育成用配合飼料	日配若令牛育成用配合飼料ハイフレーク子牛あおば	14年６月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
		肉用牛肥育用配合飼料	日配肉用牛肥育用配合飼料ハイフレークＳぼたん	14年６月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
宮城県石巻市 北日本くみあい飼料（株）石巻工場	琴丘町 ＪＡ秋田やまもと琴丘営農センター	肉牛繁殖・若令牛育成用配合飼料	くみあい配合飼料母子兼用秋田牛新きずな	14年５月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
秋田市 北日本くみあい飼料（株）秋田工場		成鶏飼育用配合飼料	くみあい配合飼料成鶏18	14年６月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
秋田市 北日本くみあい飼料（株）秋田工場	鷹巣町 ＪＡ全農あきた県北配送センター	肉用牛肥育用配合飼料	くみあい配合飼料秋田牛肥育後期	14年６月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
		肉豚肥育用配合飼料	くみあい配合飼料ジェイエイ　アクティブＣ	14年６月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
宮城県石巻市 北日本くみあい飼料（株）石巻工場	雄勝町 ＪＡこまち三梨支所	肉用牛肥育用配合飼料	くみあい配合飼料肉牛肥育用Ｔ	14年11月	有害重金属－カドミウム、鉛	無

	東成瀬村 ＪＡこまち岩井川支所	肉牛繁殖・若令牛育成用配合飼料	くみあい配合飼料母子兼用秋田牛新きずな	14年11月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
青森県八戸市 中部飼料（株） 八戸工場	大曲市 藤久商店	成鶏飼育用配合飼料	マル中印成鶏飼育用配合飼料レイヤーＣ17	14年10月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
		乳用牛飼育用配合飼料	マル中印乳用牛飼育用配合飼料αドライバランス50	14年11月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
宮城県石巻市 清水港飼料(株) 石巻工場	本荘市 （有）羽後飼料販売	成鶏飼育用配合飼料	ニューマッシュ17	14年11月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
		肉用牛肥育用配合飼料	和牛肥育用飼料ばく麦	14年10月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
茨城県鹿島郡 （株）ジャパンフィード　鹿島工場	秋田市 昭産商事秋田支店	肉用牛肥育用配合飼料	あけぼの配合飼料肉牛後期用　マルチビーフ130	14年10月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
宮城県塩釜市 日本配合飼料 （株）塩釜工場		若令牛育成用配合飼料	日配　若令牛育成用配合飼料　そよ風の薫り	14年10月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
青森県八戸市 中部飼料（株） 八戸工場	平鹿町 （株）北日本物産	若令牛育成用配合飼料	マル中印若令牛育成用配合飼料　αビーフ前期	14年11月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
		肉用牛肥育用配合飼料	マル中印肉用牛肥育用配合飼料　α和牛らんど	14年11月	有害重金属－カドミウム、鉛	無

注）飼料の名称の欄中「Ｓ」は、法第27条第１項又は第29条第２項若しくは第30条第２項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2　栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及	収去場所	飼料の名称	製　造（輸入）	試験結果の概要												違反の
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性塩基性窒素	水溶性ペプシン	ＴＤＮ	ＭＥ	その他		

び所在地			年　月	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	窒素(%)	(%)	消化率(%)	(%)	(kcal/kg)	の検査	内　容
宮城県塩釜市 日本配合飼料（株）塩釜工場	鹿角市 大里恒三商店	日配若令牛育成用配合飼料ハイフレーク子牛あおば	14年6月	(以上) (14.0) 14.2	(以上) (1.5) 2.6	(以下) (11.0) 7.0	(以下) (10.0) 6.2	(以上) (0.40) 0.88	(以上) (0.30) 0.55	—	—	—	—	—	—	無
		日配肉用牛肥育用配合飼料ハイフレークＳぼたん	14年6月	(12.0) 12.1	(2.0) 3.0	(8.0) 3.0	(7.0) 3.7	(0.35) 0.60	(0.30) 0.47	—	—	—	—	—	—	無
宮城県石巻市 北日本くみあい飼料（株）石巻工場	琴丘町 ＪＡ秋田やまもと琴丘営農センター	くみあい配合飼料母子兼用秋田牛新きずな	14年5月	(16.0) 17.0	(1.5) 2.8	(15.0) 7.2	(10.0) 6.9	(0.8) 1.03	(0.40) 0.57	—	—	—	—	—	—	無
秋田市 北日本くみあい飼料（株）秋田工場		くみあい配合飼料成鶏18	14年6月	(18.0) 18.8	(3.0) 6.7	(5.0) 2.7	(14.0) 13.8	(2.80) 3.86	(0.55) 0.56	—	—	—	—	—	—	無
秋田市 北日本くみあい飼料（株）秋田工場	鷹巣町 ＪＡ全農あきた県北配送センター	くみあい配合飼料秋田牛肥育後期	14年6月	(12.5) 13.4	(2.0) 3.2	(10.0) 5.1	(10.0) 4.6	(0.40) 0.60	(0.40) 0.55	—	—	—	—	—	—	無
		くみあい配合飼料ジェイエイ　アクティブＣ	14年6月	(14.0) 14.7	(2.5) 3.7	(5.0) 3.0	(8.0) 4.1	(0.50) 0.72	(0.40) 0.46	—	—	—	—	—	—	無
宮城県石巻市 北日本くみあい飼料（株）石巻工場	稲川町 ＪＡこまち三梨支所	くみあい配合飼料肉牛肥育用Ｔ	14年11月	(12.0) 12.8	(2.0) 3.2	(10.0) 4.1	(10.0) 5.8	(0.6) 0.85	(0.35) 0.60	—	—	—	—	—	—	無
	東成瀬村 ＪＡこまち岩井川支所	くみあい配合飼料母子兼用秋田牛新きずな	14年11月	(16.0) 16.3	(1.5) 2.9	(15.0) 6.9	(10.0) 6.1	(0.8) 1.30	(0.40) 0.59	—	—	—	—	—	—	無
青森県八戸市 中部飼料（株）八戸工場	大曲市 藤久商店	マル中印成鶏飼育用配合飼料レイヤーＣ17	14年10月	(17.0) 17.6	(3.5) 5.9	(6.0) 2.4	(14.0) 12.1	(3.50) 5.00	(0.45) 0.59	—	—	—	—	—	—	無
		マル中印乳用牛飼育用配合飼料αドライバランス50	14年11月	(16.0) 17.6	(2.0) 2.5	(5.0) 2.7	(5.0) 4.0	(0.20) 0.47	(0.30) 0.42	—	—	—	—	—	—	無

宮城県石巻市清水港飼料（株）石巻工場	本荘市（有）羽後飼料販売	ニューマッシュ17	14年11月	(17.0) 18.3	(3.0) 6.6	(6.0) 2.8	(14.5) 13.5	(2.80) 4.10	(0.45) 0.57	—	—	—	—	—	—	無
		和牛肥育用飼料ばく麦	14年10月	(12.5) 13.1	(2.0) 3.0	(9.0) 4.3	(9.0) 3.0	(0.1) 0.21	(0.1) 0.47	—	—	—	—	—	—	無
茨城県鹿島郡（株）ジャパンフィード鹿島工場	秋田市昭産商事秋田支店	あけぼの配合飼料マルチビーフ130	14年10月	(13.0) 13.3	(2.0) 3.3	(10.0) 3.9	(10.0) 4.4	(0.35) 0.75	(0.30) 0.54	—	—	—	—	—	—	無
宮城県塩釜市日本配合飼料（株）塩釜工場		日配　若令牛育成用配合飼料　そよ風の薫り	14年10月	(16.0) 16.2	(1.5) 3.1	(10.0) 4.5	(10.0) 5.0	(0.40) 0.60	(0.30) 0.73	—	—	—	—	—	—	無
青森県八戸市中部飼料（株）八戸工場	平鹿町（株）北日本物産	マルチ中印若令牛育成用配合飼料αビーフ前期	14年11月	(15.0) 15.7	(2.0) 3.4	(12.0) 5.1	(10.0) 4.5	(0.60) 0.69	(0.40) 0.46	—	—	—	—	—	—	無
		マルチ中印肉用牛肥育用配合飼料α和牛らんど	14年11月	(14.5) 16.1	(2.0) 3.0	(10.0) 4.6	(10.0) 5.1	(0.40) 0.74	(0.30) 0.58	—	—	—	—	—	—	無

※上段（　）内数字は業者表示値

秋田県告示第七百二十二号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

金浦加入区　さけ・ます小型定置網漁業

秋田県告示第七百二十三号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　解除予定保安林の所在場所

由利郡由利町町村字西由利原五の五三、六の七〇

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利郡由利町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第七百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　マルダイ新牛島店
　秋田市牛島東五丁目三番二十六号
二　県の意見
　意見なし
三　意見を述べた日
　平成十五年九月二日
四　関係書類の縦覧場所及び期間
　㈠　縦覧場所
　　県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
　　秋田市役所　商業観光課
　㈡　縦覧期間
　　平成十五年九月九日から同年十月九日まで

秋田県告示第七百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　サンフェスタショッピングセンター
　秋田市外旭川字小谷地二十五番地外
二　県の意見
　意見なし
三　意見を述べた日
　平成十五年九月二日
四　関係書類の縦覧場所及び期間
　㈠　縦覧場所
　　県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
　　秋田市役所　商業観光課
　㈡　縦覧期間
　　平成十五年九月九日から同年十月九日まで

秋田県告示第七百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　秋田中央ビルディング
　秋田市中通二丁目六番一号
二　県の意見
　意見なし
三　意見を述べた日
　平成十五年九月二日
四　関係書類の縦覧場所及び期間
　㈠　縦覧場所
　　県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
　　秋田市役所　商業観光課
　㈡　縦覧期間
　　平成十五年九月九日から同年十月九日まで

秋田県告示第七百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、平成十五年十月二十三日（木）までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　都市計画の種類

道路

二　都市計画の案の名称

象潟都市計画道路の変更（一・三・一号象潟高速線の追加）

三　都市計画を変更する土地の区域

追加する部分　由利郡象潟町小滝字横山本田、字梨ノ木台、字中横山及び字重石、長岡字後山及び字乙後山、字中横山、字上ノ山、字上横山、字下横山、字堰免、字板取、字入宇田、字下大塚作、字狸森、字下長人森及び字上東山、大飯郷字桐平

四　都市計画の案の縦覧場所

㈠　秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

㈡　本荘市出戸町字水林三百六十六番地　由利地域振興局建設部

㈢　秋田市山王一丁目十番二十九号　国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所

㈣　由利郡象潟町字浜ノ田一番地　象潟町建設課

五　都市計画の案の縦覧期間　平成十五年九月九日（火）から同年十月九日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。）

秋田県告示第七百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　都市計画の種類

道路

二　都市計画の案の名称

象潟都市計画の変更（三・四・十号潟見町線、三・五・二号南大通線及び三・五・三号荒屋線の変更、三・五・十一号象潟南環状線の追加）

三　都市計画を変更する土地の区域

追加する部分　由利郡象潟町関字建石、字三平田、字高田、字下りの下、字栗山及び字鳥屋森、小滝字下横山、字四角池、字向本田及び字横山本田、象潟町字木戸口、字坂の下、字横山、字篠坂、字四隅池、字女郎清水、字小才ノ神、字堰免、字中横山及び字上山

四　都市計画の案の縦覧場所

㈠　秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

㈡　本荘市出戸町字水林三百六十六番地　由利地域振興局建設部

㈢　由利郡象潟町字浜ノ田一番地　象潟町建設課

五　都市計画の案の縦覧期間　平成十五年九月九日（火）から同月二十四日（水）まで（ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。）

秋田県告示第七百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、平成十五年十月二十三日（木）までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　都市計画の種類

道路

二　都市計画の案の名称

仁賀保都市計画道路の変更（一・三・二号仁賀保南高速線の追加）

三　都市計画を変更する土地の区域

追加する部分　由利郡金浦町大竹西田、大竹字西山、字大鈴、字大沢、字沼田、字巌岨、字八合田、字境田及び字山ノ田、前川字堺田及び字中山、金浦字藤掛、字蟹沢、字大在神、字台城、字丑潟、字唐蚊の盛、字吉森、字立潟、字山ノ田、字東鳥長根、字申田及び字菅庭、黒川字潟頭、字金田、字八幡、字八幡新田、字白金田、字弐反田、字塩辛田、字普断寺新田、字千刈、字川原田及び字六日市、仁賀保町三森字六日市及び字高寺、院内字カタ頭、字木堀谷地、字深堰、字堂ノ後、字カナヤ、字石戸立、字新脇田及び字ヒコシ田、平沢字白幡森、字上谷地、字中谷地、字清水尻、字石橋、字桶ノ口、字団子坂、字鴻ノ巣、字上町田、字出ヶ沢、字前田、字横枕及び立沢、両前寺家ノ浦及び字阿部館

四　都市計画の案の縦覧場所

㈠　秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

㈡　本荘市出戸町字水林三百六十六番地　由利地域振興局建設部

㈢　秋田市山王一丁目十番二十九号　国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所

㈣　由利郡仁賀保町平沢字鳥ノ渕二十一番地　仁賀保町建設課

(五) 由利郡金浦町金浦字花潟九十三番地一　金浦町産業建設課

五　都市計画の案の縦覧期間　平成十五年九月九日（火）から同年十月九日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。）

秋田県告示第七百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和四十五年秋田県規則第一号）第三条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　公聴会の日時

平成十五年十月二日（木）午後五時

二　公聴会の場所

秋田市山王一丁目一番一号　秋田市役所

三　定めようとする都市計画の構想

(一) 秋田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案

(二) 秋田都市計画区域のうち秋田港飯島古道地区の区域区分の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、秋田地域振興局建設部、秋田市都市計画課、昭和町都市建設課、飯田川町企画調整課及び天王町建設課に備え置いて、平成十五年九月九日（火）から同年十月二日（木）までの間縦覧に供する。

四　公述申出書の提出期限等

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年九月二十四日（水）午後五時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を五に掲げる場所に提出すること。

(二) (一)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することがある。

(三) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。

(四) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。

(五) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

五　問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課　電話〇一八（八六〇）二四四五

秋田県告示第七百三十一号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十六条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

また、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第二項の規定に基づき、当該準備書の説明会を開催するので、併せて公告する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 名称　秋田県

(二) 代表者の氏名　秋田県知事　寺　田　典　城

(三) 主たる事務所の所在地　秋田市山王四丁目一番一号

二　都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(一) 名称　都市計画道路象潟高速線及び仁賀保南高速線

(二) 種類　一般国道七号（高規格幹線道路）の改築

(三) 規模　延長約十三・七キロメートル

三　都市計画対象事業が実施されるべき区域

(一) 起点　由利郡象潟町小滝

(二) 終点　由利郡仁賀保町両前寺

(三) 通過地　由利郡金浦町

四　関係地域の範囲

象潟町、金浦町及び仁賀保町

五　準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(一) 縦覧場所

(1) 秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

(2) 本荘市出戸町字水林三百六十六番地　由利地域振興局建設部

(3) 秋田市山王一丁目十番二十九号　国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所

(4) 由利郡象潟町字浜ノ田一番地　象潟町建設課

(5) 由利郡金浦町金浦字花潟九十三番地一　金浦町産業建設課

(6) 由利郡仁賀保町平沢字鳥ノ渕二十一番地　仁賀保町建設課

(二) 縦覧期間　平成十五年九月九日（火）から同年十月九日（木）まで（ただし、

日曜日、土曜日及び休日を除く。）

㈢　縦覧時間　午前八時三十分から午後五時まで

六　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

㈠　提出期限　平成十五年十月二十三日（木）

㈡　提出先　五の縦覧場所に同じ

㈢　意見書の提出に必要な事項　意見書の様式は任意のものとし、意見書には次に掲げる事項を記載すること。

(1)　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2)　準備書の名称

(3)　準備書についての環境の保全の見地からの意見を日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

七　説明会の開催を予定する日時及び場所

㈠　平成十五年九月十七日（水）午後六時　由利郡象潟町字浜ノ田一番地　象潟町構造改善センター

㈡　平成十五年九月十八日（木）午後六時三十分　由利郡金浦町金浦字上杉四番地の一　金浦町労働者研修センター

㈢　平成十五年九月十九日（金）午後六時三十分　由利郡仁賀保町平沢字八森三十一番地一　仁賀保町総合福祉交流センター

秋田県告示第七百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、能代市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　縦覧に供すべき図書

能代都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書

二　縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

秋田県告示第七百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

区域名	区域	
	郡市　町村　大字　字	地　番
上松川	平鹿郡山内村大松川字不動水上	五番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、五番二の一部（次の図に示す部分に限る。）、五番三の一部（次の図に示す部分に限る。）六番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、六番二の一部（次の図に示す部分に限る。）及び六番三の一部（次の図に示す部分に限る。）
	平鹿郡山内村大松川字上台	一二二番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、一四二番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、一四三番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一四四番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一四五番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一四六番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一四七番の一部（次の図に示す部分に限る。）及び水路敷（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

公　告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十五年九月九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　(一)　落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（二・二メートル級）　一台
(二)　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課　秋田市山王四丁目一番一号
(三)　落札者を決定した日
平成十五年八月十九日
(四)　落札者の名称及び住所
打川自動車株式会社　横手市駅前町七―三十
(五)　落札金額
二千八百六十一万二千五百円
(六)　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(七)　一般競争入札の公告を行った日
平成十五年六月二十四日

二　(一)　落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（二・二メートル級）　一台
(二)　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課　秋田市山王四丁目一番一号
(三)　落札者を決定した日
平成十五年八月十九日
(四)　落札者の名称及び住所
打川自動車株式会社　横手市駅前町七―三十
(五)　落札金額
二千五百六十万円
(六)　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(七)　一般競争入札の公告を行った日
平成十五年七月十一日

三　(一)　落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（二・二メートル級）　一台
(二)　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課　秋田市山王四丁目一番一号
(三)　落札者を決定した日
平成十五年八月十九日
(四)　落札者の名称及び住所
打川自動車株式会社　横手市駅前町七―三十
(五)　落札金額
二千五百十万円
(六)　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(七)　一般競争入札の公告を行った日
平成十五年七月十一日

四　(一)　落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（二・二メートル級）　一台
(二)　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課　秋田市山王四丁目一番一号
(三)　落札者を決定した日
平成十五年八月十九日
(四)　落札者の名称及び住所
打川自動車株式会社　横手市駅前町七―三十
(五)　落札金額
二千五百十五万円
(六)　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(七)　一般競争入札の公告を行った日
平成十五年七月十一日

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円
印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号　株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号　松原繁雄

R100 古紙配合率100%